

和歌山県特別職報酬等審議会（第1回）

日時：令和8年7月3日（金）13時30分～15時30分

鈴木職員課長（事務局）

皆様、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から和歌山県特別職報酬等審議会を開会させていただきます。

今回は1回目の審議会でございますので、会長選出までの進行役は職員課長の鈴木が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

この特別職報酬等審議会につきましては、議会の議員の報酬や知事・副知事の給与についてご審議いただくために設置するものでございます。

お手元にお配りしております資料の中の参考資料に記載しておりますが、和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例の第2条で「知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」と定められております。

また、第3条第1項では「審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は和歌山県の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、知事が任命する」となっておりますので、各方面でご活躍の10名の皆様に委員をお願いしております。

本日は委員9名の方にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第2項の規定に基づき、定足数である委員の過半数を満たしておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして県の事務局および議会事務局の職員をご紹介します。

総務部長の山本でございます。

県議会事務局長の中嶋でございます。

県議会事務局総務課長の岩谷でございます。

それでは開会にあたりまして、総務部長の山本からご挨拶を申し上げます。

山本総務部長

改めまして、県総務部長の山本でございます。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては日頃から県政の運営に格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、この度は特別職報酬等審議会の委員ご就任を快くお引き受けいただくとともに、本日は大変お忙しい中、ご出席賜り心から感謝申し上げます。

さて、皆様にはすでにご案内のとおり、本審議会は条例に基づきまして、県議会議員の報酬でありますとか、知事・副知事の給与に関しまして客観的かつ公平な視点を持って皆様にご議論いただき、その意見を聞かせていただくという趣旨で設置するものでございます。

しかしながら、本県の特別職の報酬・給料につきましては、平成18年に引下げの改定を行った後、審議会が開かれておらず、改定がないまま既に20年が経過し、今に至るというような状況になってございます。

一方で、一般職の給与につきましては、わずかな増減はあったものの長い期間ほぼ横ばいで推移して

いましたが、ここ2・3年は民間給与の状況を踏まえた人事委員会勧告に基づきまして、大きく改定を行ったところでございます。

加えて、他府県の状況を見ますと、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、特別職の報酬等を改定する動きが増えてきていると、そのような状況でございます。

そのような状況を踏まえまして、本県の特別職につきましても、社会一般の情勢に適応した適正な報酬・給料を支給するという観点から、皆様にどうか忌憚のないご意見をいただきまして、ご答申を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、私の挨拶をさせていただきます。

何卒よろしくお願いいたします。

鈴木職員課長（事務局）

続きまして本日のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。

まず初めに、審議会会長の選任を行っていただいた後に、県からの諮問書を会長にお渡しいたします。

次に、職務代理者の指名および議事録署名委員の選任を行っていただき、議事の進め方をご審議いただきます。

その後、事務局から審議会資料の説明を行いまして皆様に審議いただきたいと考えております。

報道関係者の皆様には、カメラ撮影・録音については県からの諮問書を会長にお渡しするところまでお願いしたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは会長の選任を行いたいと思います。

審議会条例第4条第1項の規定で「審議会に会長を置き、委員の互選により定める」となっておりますので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

委員の皆様の中でご意見やご推薦等ございましたらお願い申し上げます。

各委員

事務局一任。

鈴木職員課長（事務局）

ありがとうございます。

事務局一任というお声がありましたので、事務局からご提案させていただきます。

会長につきましては、和歌山弁護士会の会長としてご活躍されている吉澤委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

鈴木職員課長（事務局）

ありがとうございます。

異議なしの声をいただきましたので、吉澤委員に会長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会長お願いいたします。

会長

ただいま選出いただきました弁護士会の吉澤です。

努力してまいりますので、皆様もどうぞ忌憚ないご意見をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

鈴木職員課長（事務局）

お願いします。

それでは次に県からの諮問書を会長にお渡しいたします。

山本総務部長

和歌山県特別職報酬等審議会会長様

和歌山県知事宮崎泉

和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例第2条の規定に基づき、特別職の報酬等の額の改定の必要性およびその額等について、議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

会長

頂戴しました。

鈴木職員課長（事務局）

ありがとうございました。

それでは審議会の冒頭撮影はここまでとさせていただきます。

申し訳ございませんが、報道関係者の皆様ご退出をお願いいたします。

それでは、審議の進行を会長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会長

それではまず審議に入ります前に、会長代理の選任を行いたいと思います。

会長の職務代理者につきましては、審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長が指名することとされております。

私としましては、公認会計士として豊富な知見をお持ちである前田委員にお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

異議がないということですので、前田委員に会長の職務代理をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事録の署名委員ですけれども、中西委員と平石委員にお引き受けいただければと存じますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。

異議がないと確認いたしました。

次に議事の運営につきましてですが、まず、審議会の公開・非公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

事務局から県の状況や考え方などについて説明をお願いします。

鈴木職員課長（事務局）

まず、県の審議会の公開・非公開の考え方につきましては、県全体での取り組みや方針は統一的に定まったものではなく、各審議会でそれぞれ判断することとなっております。

そのため、各審議会での扱いは、ばらつきがある状態になってございます。

当審議会につきましては、直近に開催しました平成 18 年度は公開としておりましたが、その前に開催しました平成 7 年度は非公開としております。

透明性の確保を第一と考えるならば公開が望ましいものと思いますが、その一方で当審議会は給料や報酬に係る内容をご審議いただくため、ご議論いただく中で、企業情報や個人情報等に関わるご発言があった場合、外部に漏れる可能性もございます。

率直な意見交換や忌憚のない発言に支障をきたす場合もあろうかと思われま。

そのため、事務局としましては、議事は非公開としつつも、一定の透明性の確保も必要と考えるため、審議会資料や議事概要の公表、加えて委員の個人名は付さずに議事録を皆様にご確認の上、後日公開していくという形もあろうかと思っております。以上です。

会長

事務局の方から議事自体は非公開とし、議会審議会の資料や議事概要、後は議事録を公表するという案の提示がありましたけれども、そのように取り扱うこととしまして、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

異議がないということを確認いたしました。

ありがとうございます。

次に、議決の方法ですが、審議会条例では議決の方法について規定がありません。

この点、できる限り皆様全員の合意に達するよう協議してまいりたいと存じますが、やむを得ない場合には、出席者の過半数で決定ということにいたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

異議がないということを確認いたしました。

ありがとうございます。

その他議事運営について何かご質問などがありますでしょうか。

各委員

(質問なし)

会長

それでは議事に入ります。

事務局から関係資料の説明をお願いいたします。

鈴木職員課長（事務局）

それでは、配付しました和歌山県特別職報酬等審議会資料をもとに、事務局からご説明いたします。

この審議会資料については、本県特別職の給料・報酬のこれまでの改定状況や現行の状況等をまとめるとともに、各都道府県の審議会や近年の改定状況等をまとめるなど、審議の参考となるデータを取りまとめたものです。

1 ページをご覧ください。

特別職報酬等審議会の役割については、先ほど知事の諮問書を審議会に提出しましたが、この諮問に基づき、知事、副知事の給料や議長・副議長・議員の報酬の額の改定の必要性及びその額等についてご審議いただき、審議いただいた結果を知事に答申いただくことになります。

知事は、答申の内容を踏まえまして、見直しを行う場合には、関係条例の改正案を県議会へ提出し、県議会において条例の審議をいただき、条例案が可決されましたら、特別職の報酬等が改正されるという流れになります。

資料の下段に、昭和 54 年以降の審議会の開催状況を記載しております。昭和 54 年から平成 7 年までは引上げの答申をいただき、直近に開催しました平成 18 年は引下げの答申をいただいています。

次に 2 ページをご覧ください。ここでは、審議会答申後の報酬・給料の改定状況をまとめています。

まず、今回の審議会は平成 18 年度以来の開催となっており、現行の特別職の報酬や給料は平成 18 年 7 月以降、変わっておりません。

審議会の開催基準については、これまで、県の職員である一般職の給与改定率の累積が一定の率を超えた場合に開催することとしておりました。近年、給与改定率が高まり、平成 18 年以降の累積した給与改定率が 7.08%となったことを受けて、今回、審議会を開催し、ご審議いただくこととなっております。

資料の中段から下段に、昭和 55 年以降の報酬・給料の改定状況を表で示しております。

表の下段、平成 4 年から 18 年の改定状況の下に、「考え方」という欄を設けています。これは当時の審議会でご審議・答申いただいた時の改定額の考え方をまとめています。

まず、平成 4 年は、「一般職の給与改定や国の特別職の改定、他府県の特別職の改定状況を考慮し、財政力指数や予算規模が本県と近い近隣県と同額に改定」、この近隣県というのは滋賀県です。このときは、滋賀県と同額に改定しております。

平成 8 年は、「一般職の給与や他府県の特別職の報酬等の均衡を考慮し、一般職の給与改定相当を増額」ということで、一般職の給与改定率の累積を乗じて改定しております。一般職というのは、若手、中堅、幹部のすべてを含めた県職員を指します。

直近の平成 18 年は、引下げを行っております。「一般職の給与水準の引下げや国の特別職の報酬等の引下げ等を踏まえ、一般職の幹部職員の改定率に準じて改定」をしております。この当時、給与構造改革ということで、全国的に公務員の給与の大幅な引下げが行われました。一般職よりも幹部職員の給与

改定率の方が引下げ幅が大きく、幹部職員の率が使われています。

続いて、3 ページをご覧ください。現行の特別職の報酬（給料）月額と年収額、その全国順位をまとめています。

知事、副知事、議長、副議長、議員の状況です。まず、左の報酬（給料）月額は、知事、副知事は条例上の給料の本則から 6% をカットする減額措置を行っているため、本則の額を上段、カット後の額を下段の二段書きにしております。議長、副議長、議員については、現在、カットは行っていないため、本則の額のみとなっています。

まず、知事の給料月額は、本則（条例で規定している額）は 121 万円となっており、全国順位は記載していませんが、47 位となっています。

その右に、地域手当の額と月額合計を記載しております。本県は知事・副知事に地域手当を支給しておりますが、都道府県によっては地域手当を支給しているところと、支給していないところに分かれているので、地域手当を含んだ月額合計により、全国比較をするのが適当と考え、こちらに順位を入れています。月額合計 127 万 500 円。順位は 35 位となっています。

さらに、ボーナスにあたる期末手当が支給されるため、年 2 回の期末手当を月額合計と合わせて、知事の年収額は、2,164 万 850 円となっており、全国順位は月額合計と同様に 35 位となっています。

同様に、副知事は本則 95 万円、全国順位は 45 位ですが、地域手当を含んだ月額合計は 99 万 7,500 円で、全国順位は 32 位。期末手当を合わせた年収額は 1,699 万 750 円で、全国順位は 33 位となっています。

議長、副議長、議員については、全国的に、地域手当は支給していません。議長は報酬月額 95 万円で全国順位 38 位、年収額 1,622 万 1,250 円で全国順位 35 位。副議長は報酬月額 81 万円で全国順位 46 位、年収額 1,383 万 750 円で全国順位 45 位。議員は報酬月額 77 万円で全国順位 45 位、年収額 1,314 万 7,750 円で全国順位 43 位。副議長と議員の順位は比較的低位となっています。

次の 4 ページから 8 ページまでは、各都道府県の給料月額、地域手当額、年収額や全国平均額、全国順位の状況をまとめたものです。

4 ページが知事、5 ページが副知事、6 ページが議長、7 ページが副議長、8 ページが議員の状況をそれぞれまとめたものです。説明は割愛させていただきます。

続きまして、9 ページをご覧ください。

ここでは、本県の報酬・給料の減額措置の状況をまとめています。

表の右側が現行の令和 8 年の状況です。知事、副知事は、県の財政状況を考慮し、平成 26 年から 6% カットしています。議長、副議長、議員は、現在はカットを行っていません。

その下に一般職の状況の記載しております。こちらも現在はカットはしていません。

平成 25 年は、東日本大震災の関係で、国からの要請もあり、知事、副知事は 20%、議長、副議長、議員は 5% カット。一般職もカットしております。

それ以前についても、県の財政状況を考慮し、それぞれ、知事や議員の判断としてカットを行ってきたところです。

続きまして、10 ページをご覧ください。ここでは、全国の審議会の開催状況と、他府県の近年の改定状況等をまとめています。

まず、左側の表では、各都道府県が審議会を開催した直近の年度を整理したもので、全部で 47 都道府県になるようにしています。

平成 18 年度に和歌山県があります。平成 4 年度から平成 18 年度までに審議会を開催しており、それ以降開催していない県は 17 県あります。平成 19 年度以降に審議会を開催した都道府県は 30 都道府県

あり、そのうち、令和7年度に開催したのは13県になります。(注：正しくは、令和7年度開催は14県(第2回審議会で訂正))

その表の下に令和8年度に審議会の開催を予定している県を記載しており、本県を含めて18都道府県あり、近年見直しを検討している都道府県が増えている状況です。

右の表については、令和7年度以降に報酬・給与を改定した18都道府県の状況をまとめています。

この18都道府県は、令和6年度以降に審議会を開催したところであり、改定前の適用日には大きなズレがあるものの、いずれも増額改定を行っています。

この表の右側に「改定額の考え方」として、各都道府県がどのような考え方をベースに具体的な改定額を検討したのか記載します。

この考え方については、大きく分けると、3つに分類されます。

1つ目は「財政力指数類似団体との均衡等を考慮」、2つ目は「一般職(若手職員、中高年職員、役職を問わず職員全体)の給与改定率を考慮」、3つ目は「部長級など幹部職員の給与改定率を考慮」に分けられ、3つの分類以外では、京都府は「地域手当を廃止し給料と一元化」しており、京都市の地域手当支給率9.4%を、給料額に入れ込んだ改定を行っています。

18都道府県中、最も多い8団体は「幹部職員の給与改定率を考慮」、次いで「一般職の給与改定率を考慮」している団体は7団体、その次に「財政力指数類似団体との均衡を考慮」している団体は2団体です。近年は、幹部職員の改定率を使っていることが多いということになっています。

なお、財政力指数とは、地方自治体が標準的な行政需要に対して、どの程度、税収など自前の収入で対応できるかを示す指標で、数字が高いほど財政自立度や財源に余裕がある団体です。東京都を別とすると、A～Eの5つのグループに分けられ、本県は下から2番目のDグループに位置付けられています。

続きまして、11ページをご覧ください。

ここでは、平成18年度以降の本県の一般職員の給与改定率をまとめています。なお、給与改定率には、給料と月例の手当(地域手当や住居手当など)を含んでおり、人事委員会の勧告に基づく改定率となっています。人事委員会が公表しているものです。

平成18年度から令和7年度までの給与改定率の累積は7.08%となっています。

平成21年度から平成25年度にかけ、マイナスの改定も行われた時期もありましたが、令和6年度、7年度の給与改定率は、民間が上昇してきたことも踏まえ、大きな改定となっています。累積では7%を超える改定率となっています。

続きまして、12ページをご覧ください。

ここでは、平成18年度以降の本県一般職のうち幹部職員である部長級の給料改定率をまとめています。なお、幹部職員の給与改定率のデータは人事委員会で公表されているものは無いため、月例の手当を含んでいない部長級の給料表の改定率としています。

平成18年度から令和7年度までの給料改定率の累積は4.74%となっています。

平成18年度以降、初任給をはじめ、若手職員を中心とした引上げが行われたことにより一般職員の改定率は大幅に抑えられていました。令和7年度の改定率が大きいのは、組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責を重視した体系への見直しも行われたことによるものです。そのため、累積では4%を超える改定率となっています。

続きまして、13ページをご覧ください。

財政力指数類似団体の状況をまとめています。財政力指数はAからEの5グループに分類されており、本県は下から2つめのDグループに属しております。Dグループ12県の状況と平均値等を記載しています。

Dグループは財政力指数 0.3 以上 0.4 未満の団体であり、本県は 12 県中 11 位になります。

知事は、給料月額 121 万円で 12 位。地域手当を支給しているのは本県のみで、地域手当を含んだ月額合計では 127 万 500 円で 4 位となります。月額合計の下の平均額を見ていただくと、類似団体 12 県の平均額が 126 万 208 円ですので、本県は類似団体平均よりも 1 万 292 円高くなっています。

副知事は、給料月額 95 万円で 12 位、地域手当を含んだ月額合計では 99 万 7,500 円で 2 位となります。平均額は 98 万 2,542 円ですので、本県は類似団体平均よりも 1 万 4,958 円高くなっています。

続きまして、14 ページをご覧ください。

議長は、報酬月額 95 万円で 7 位となります。平均額は 95 万 9,250 円ですので、本県は類似団体平均よりも 9,250 円低くなっています。

副議長は、報酬月額 81 万円で 11 位ですが、11 位が 2 県ありますので最下位です。平均額は 85 万 500 円ですので、本県は類似団体平均よりも 4 万 500 円低くなっています。

議員は、報酬月額 77 万円で 11 位となります。平均額は 79 万円ですので、本県は類似団体平均よりも 2 万円低くなっています。

続きまして、15 ページをご覧ください。人口 100 万人未満の県の状況をまとめています。

先に 17 ページをご覧ください。都道府県の人口規模と報酬の関係をグラフで表しており、横軸を人口、縦軸を給料に地域手当を含んだ月額合計としています。

左の図の知事の状況を見ると、人口が多いほど、給料と地域手当を含んだ月額合計は高くなる傾向を示し、一定の相関関係が見受けられます。

右の図の副知事の状況についても、同様の傾向を示しています。

18 ページは、議長、副議長の状況について。特に本県の副議長は低い位置にはありますが、人口と報酬は相関関係にあるように思われます。

19 ページは議員の状況についてです。こちらも本県の議員は少し低い位置にはありますが、人口と報酬は相関関係にあるように思われます。

このように相関関係があるのではないかと仮定する中で、先ほどの 15 ページをご覧ください。

人口 100 万人未満の 10 県の状況をまとめています。本県の人口規模は 10 県中、上から 3 位になります。

知事については、給料月額（本則）は 121 万円で 10 位ですが、地域手当を含んだ月額合計では 127 万 5 千円で 6 位となります。月額合計の下の平均額を見ていただくと、類似団体 10 県の平均額が 127 万 6,750 円となりますので、本県は類似団体平均よりも 6,250 円低くなっています。

副知事については、給料月額（本則）は 95 万円で 10 位ですが、地域手当を含んだ月額合計では 99 万 7,500 円で 5 位となります。平均額は 99 万 150 円ですので、本県は類似団体平均よりも 7,350 円高くなっています。

16 ページをご覧ください。

議長は報酬月額 95 万円で 6 位となります。平均額は 95 万 4,900 円ですので、本県は類似団体平均よりも 4,900 円低くなっています。

副議長は報酬月額 81 万円で 10 位となっており、平均額は 85 万 1,100 円ですので、本県は類似団体平均よりも 4 万 1,100 円低くなっています。

議員は報酬月額 77 万円で 9 位となっており、平均額は 79 万 8,300 円ですので、本県は類似団体平均よりも 2 万 8,300 円低くなっています。

資料の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

ご説明ありがとうございました。

それではまず、改定の必要性や方向性について、現在の給料、報酬月額を維持するのか、もしくは引上げ、もしくは引下げをすべきか。

皆様からご意見やご質問をお伺いしたいと思います。

その前に、事務局の方には本日ご欠席されております委員から、事前にご意見やご質問等のご紹介をお願いいたします。

鈴木職員課長（事務局）

それでは、委員から事前にご意見をいただきましたので、ご報告をいたします。

「給与改定の増減措置について、これまで県の財政状況を考慮するとともに、近年の全国データとの比較等を総合的に勘案して、平成 18 年以降据え置きとされていたが、近年の民間賃金上昇や物価高騰などを踏まえ、増額措置が望ましいものとする」というご意見をいただいております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

それでは皆様から、順にご意見やご質問ありましたらお伺いしたいと思います。

まず、委員、ございますでしょうか。

委員

いろいろ資料をご説明いただきましたが、私、初めて知事の給料というものを拝見させていただいて、正直なところ安いと思いました。

これを安いとみるか高い方とみるかは人の判断で、皆さんそれぞれの立場によって違うかと思いますが、県のトップの方がこれぐらいの給与というのは。

もうちょっともらった方がいいのではないか、というのは正直思ったところですけども。

ただ他の都道府県との比較をすると、低いけれどもこんなもんだ、というところも考えまして、いろいろ意見はあると思いますが、私は引き上げた方がいいかと思っております。

会長

知事というふうにおっしゃっていただきましたけれども、副知事や議員も含めてでよろしいですか。

委員

はい。

会長

委員はいかがでしょうか。

委員

私も同じような意見を持っているのですが、知事の責任や職責、副知事や議員も、いろいろなことを考えると、私一県民としては（平成）18 年から変わっていなかったことにすごく驚きました。

世の中がどんどん給料とか、最低賃金までも上がっていく中で、変えられてなかったということに衝撃を受けました。

高知県とか島根県とか鳥取県が令和になってから改定したときに「上げている」ということもあるので、同じように増額ということは、いくら増額するかは県の財政にもよると思いますが、見直して増額という方向で考えていくのがよいのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。それでは委員、いかがでしょうか。

委員

私は、議員の報酬であるとか、知事・副知事の給与については、少なくとも現状維持、可能であれば減額するべきだと思っております。

理由としては3つあります。

まず、今回のこの給与・報酬の改定のきっかけとなった一般職の給与の増額ですが、この給与というのと、知事以下の方々の給与・報酬というのは性質が異なります。

一般で言う「給与」は雇用契約に基づいた労働に対する対価であるが、知事以下の方々の仕事のやり方や、兼業が可能ということを考えると、一般の給与が増加したからといって増額を考える必要はないと思います。

それがまず1点目。

2点目として、資料3ページの議員の年収合計には年収1,300万と書いてありますが、それ以外に、事前の説明でご説明いただきましたが、「政務活動費」と言って、事務所を借りたり、人を雇ったりするための経費として年間360万円が別途支払われているということです。それをトータルすると、1,670万ほど総額で年収があるということでした。

国税庁の資料を調べてみると、一番最近の平均給与、令和6年度分しか手に入らなかったのですが、全国民の平均給与は478万ということでしたので、3.5倍の報酬を既に受けていることになります。

さらに、3.5倍以上の差が開くということは、県民の生活水準と議員の生活水準が乖離してしまう。そもそも、県議、知事、副知事は、国民生活の実態に即した政策というのを行っていただく立場であるので、それが難しくなるのではないかなというのが2点目です。

最後3点目。

今回の給与改定のきっかけとなった資料11ページですが、この給与改定の7.08%はどう算定したのかを事前説明でお聞きしたら、和歌山県下の従業員100名以上の事業所の給与から算定したということでした。

その後、和歌山県のホームページを調べてみると、100名以上の事業所は県全体の事業所の0.4%ということでした。残りの99.6%の事業所の給与の実態を考慮したら、7.08%という増加はおそらくしてないと思われます。実際の和歌山県全体で算定したら、5%になるのか3%になるのかわからないですが。

確実に言えるのは、平成18年から、例えば社会保険料率の増加がありました。平成18年では個人の負担率は12%で、令和7年では15%、社会保険料率だけでも3%増加しております。

消費税については、平成18年は5%であったが、今現在10%になっております。

あと、近年の物価高です。ガソリン代や水道光熱費の増加等々を考えますと、平成18年から生活としては苦しくなっているのではないかと予想されます。

そんな中、県民は税金を納めている。議員の給与の原資は税金から賄われる。

県民感情として、さらに増額をするということは理解されにくいのではないかと思います。さらに増額するとなると、政治自体の信頼を損なう恐れもあるのではないかと、というのが反対理由の3点目です。

会長

資料から引用してくださった点について、11 ページの 7.08%の計算の根拠をお伺いされたということですので、その説明は共有させてもらってよろしいでしょうか。

鈴木職員課長（事務局）

累積の給与改定率は、人事委員会勧告の調査に基づく改定率であることを皆様に事前に説明しております。

民間の給与との比較の方法は、令和 7 年でしたら 100 人以上の規模の企業の状況との比較をしまして、そこでの均衡をみたところ、改定率はこのような率になったということであります。

なお、事前に説明していなかった部分ですが、令和 6 年より前は、従業員 50 人の規模で調査をしており、令和 7 年から 100 人になっています。

会長

わかりました。

もう 1 点、政務活動費という話がありました。

これは何のために支給されていて、その月額なども間違いないかという点を、事務局から説明をお願いします。

岩谷総務課長（県議会事務局）

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に活用していただくために必要な経費として交付しているものです。

交付額は月額 30 万円。会派に月 3 万円、議員に 27 万円、合わせて 30 万円となります。年間だと、議員に 324 万円、会派に 36 万円が交付されています。

会長

支給の根拠は、この報酬や給与とはまた別にあるということですか。

岩谷総務課長（県議会事務局）

別の条例です。

会長

委員の消極というご意見は、すべての特別職についてということでよろしいですか。

委員

はい。

会長

わかりました。

続きまして、委員、ご意見伺ってよろしいですか。ご質問でも構いません。

委員

質問は特にありません。

今の物価高騰云々を考えたときに、やはり引き上げるということで私はいいかと思っております。

ただ、先ほど委員が言われました和歌山県の財政状況、県民感情などを考慮したとき、たまたま財政状況が悪いときに給与を引き上げるというのが重なったら、県民の感情はどうなのかということは懸念

されますが。

私は、流れとしては、引き上げていいかと思います。

あともう1つ。

和歌山県下の市町村の議員の報酬は、大体県議会の4分の1ぐらいだと聞いております。

いわゆる無投票、つまり議員定数と同じ又は欠員を入れましたら、無投票の比率が和歌山県下だと17%と、新聞にありました。最近は、若干改善はされている。地方から移住してきた人が立候補されたりと、改善されていますが。

給料が上がったから地方議員をやっていただけるということは必ずしもないのですが、県の議員の給料が上がれば、地方も財政厳しいですが、やはり右へ倣えして、市町村の議員の報酬が上がることで、立候補して活動していただけるという波及効果もあるかなと思いますので、私は一応「引き上げる」ということで、基本は述べさせていただきます。

会長

ありがとうございました。それでは委員お願いします。

委員

私はこの資料を全体的に拝見させていただき、他府県の状況、それから平成18年以降変わっていないことを踏まえ、増額していくという方向で異論はございません。

ただ、様々なご意見もあります。

私としては、青年団体、例えば県の育成協会等の事業をしていますと、財政危機の中で事業がなくなっていったということもございます。

そういうことも踏まえて、大事なのは財政状況、県民感情はとても大事だと思いますので、それらを踏まえた上で、増額、どういうバランスが一番ふさわしいのかを、これから議論していけばいいかなと考えております。

会長

ありがとうございます。

委員お願いします。

委員

私も平成18年からずっと改定がないと聞いて、他府県の様子をこの資料で見せていただき、増額してもいいかとは思ったのですが、一県民として、主婦として、今の生活状況を考えると、委員がおっしゃったように消費税も上がり、物価も上がる。

さらに今の世界情勢。イランの戦争があり、主婦としては、ゴミ袋も値段が上がってきている、そういうことを考えると、この時期に給与を上げるのはいかなものかという気持ちもあります。

ただ、委員もおっしゃったように、県のトップで私達のためにいろんなことを幸せのためにいただいている知事の報酬がこれでは、と思う気持ちもあります。

本当のところを言うと、迷っています。増額してもいいという気持ちもあります。

生活の様子、保険料や介護保険料、それから婦人会の活動をするのにいただいている補助金などは全部カットされたり、委員が仰ったように、青少年育成協会も行事をカットしたり、補助金が少なくなったとか。

そういうことも考えると、現状維持でもいいのではないかという気持ちもあり、本当のところ迷っています。だからここではっきりどっちがいいと今ちょっと申し上げにくいので、もう少し皆さんと議論

をしてから、決めたいと思います。

会長

わかりました。

とりあえず全員にまず、今の時点でのご意見お伺いしますので、委員お願いします。

委員

都道府県庁の職員については、できるだけ良い人材を都道府県庁の職員として採用するためには、競合他社という点で言えば、一定規模以上の民間企業と給与を比較するというのが、国家公務員法・地方公務員法でも定められていますので、民間企業の比較対象としては最近ようやく規模が引き上げられて100人以上になっており、それは適正かと思っています。

その数字をベースに、今度は、雇用労働者ではない知事、議長、議員を考えるとということになりますが、確かに雇用労働者ではないのですが、「公の労働に携わる、公務に携わる人たち」という意味で、一般の公務員を比較対象として個々の報酬を考えるとというのは、比較対象の枠組みとしては正しいやり方だと考えます。

そういう意味で言うと、一般公務員が上がっているんで、この知事・副知事・議長・副議長・議員の報酬を上げていくというのは1つの筋道としては考えられますが、やはりその都道府県の財政力が前提になるかと思うので、財政力の範囲内で引き上げるという形になるかと思います。和歌山県の財政が今どうなっているのかが、重要になってきます。

自治体の財政状況を前提とするときは、この制度自体の報酬を引き上げるか引き上げないかという話ではなく、今、各都道府県でとられている方法としては、財政が悪化したら知事とかの給与や報酬をカットしていくやり方で、臨機応変に対応されています。

私は結論としては、基本は引上げで、財政の状況に応じてカットという形。

今6%カットになっていますけれども、和歌山県の財政状況が悪くなれば、もちろんこの6%がもっと大きくなる。例えば大阪は30%、東京は50%がカットされていますので、そこは政治的判断になると思います。

そういう意味で考えると、基本は引き上げていく。

公務員をベースにして引き上げていくけれども、財政に応じて臨機応変に政治的判断をしていただくというのが良いのではないかと思います。

全ての職に対しての引上げということで考えても良いのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。

それでは委員お願いいたします。

委員

先ほどからの「引上げの賛成の理由」と同じですけども、平成18年から見直しができていないということ。

また、最近の状況を見ても、物価の上昇もありますし、賃金アップもありますので、民間企業、県職の賃金も同様に上昇している中で、全国的な流れとしても見直し方向の都道府県が増加しているということもありますので、この時期に引き上げるべきだと思います。

同時に、引上げに対しての財政状況とか、県民感情というご意見もありました。

それも理解できますが、ただ、県の財政状況によって6%カットが続いているというのは、私も全然知りませんでした。県民は多分それを知らないと思います。

財政状況でカットされていることを県民にご理解いただければ、県民感情の部分は大丈夫なのではないかと思います。

もう1つは、地域手当というのがありました。

地域手当と聞いたときに、何なのかが分かりづらい。給料プラスアルファの隠れた部分かと勘違いする面がありますので、この際、給料と一本化したらいいいのではないかと思います。

引き上げるかどうかにつきましては、先ほど言いましたように、引上げを考えるべき時期かと思いません。

会長

ありがとうございます。

今ご意見をお伺いしている中で、物価のことがありましたが、消費者物価指数など、何か事務局から説明やデータはありますか。

平成18年当時と比べて。

鈴木職員課長（事務局）

消費者物価指数の状況でいいますと、2020年を100とした場合、今現在、全国は111.9ということで、物価が上がっております。和歌山県は、和歌山市が109.9という状況になっております。

平成18年は、全国では95.5、和歌山市は94.1となっておりますので、物価は平成18年と比べると、大幅に上がってきております。

会長

あと、6%カットしている点についてですが、これはどのような流れで決められていて、今現在、いつまで続くことになっているのかという点はどうですか。

鈴木職員課長（事務局）

6%カットというのは、知事の判断でカットしており、条例で規定しています。

1年毎に考えていくという形で、毎年、知事が判断し、カットしております。

会長

あと、委員が仰っていた、本給と別に地域手当を出しているということですが、出していないところの方が全国的には多いという状況ですか。一本化しているといえますか。

鈴木職員課長（事務局）

全国の状況をみますと、地域手当を出している都道府県が12府県ございます。

それ以外の県は出ていませんが、地域手当を含んだ報酬・給料にしているのかどうかは、各団体の判断になっていきますので、その経過までは事務局では把握しておりません。

委員

そもそも地域手当とは何ですか。

鈴木職員課長（事務局）

地域手当というのは、民間賃金との地域格差や物価等を考慮し、地域間で格差があるというときに出す手当であります。

一般職員に対して、本県は5%出ています。東京や大阪などでは物価水準、地域の格差が広がっているということで、20%などになっております。

委員

地域手当についてですが、一般の公務員、県の職員は、人事異動の職務命令で、自分が働くところを自分で選べるわけではないので、人事異動で和歌山市で働くということになると、和歌山県内で比較すると、和歌山市が1番物価が高いので地域手当が出ているということなのですが、知事とか副知事、議長、副議長、議員は、主な活動場所は和歌山市だと思いますが、和歌山県全体で仕事をしている、和歌山市に限定して仕事をしているわけではないと思いますので、そういう意味では、今ご意見があったように、知事とかの報酬に関しては、地域手当はなくする方法で考えてもよいのかもしれないと思います。

委員

経緯（いきさつ）もいろいろあって、考慮すべきかとは思いますが、経緯とは別に、この地域手当はおそらく退職金の算定の中に入らないと思います。

それをわかった上で、どうするか考えた方がいいのではと思います。

会長

承知しました。

退職金に入れないのではないかとということについて、事務局お願いします。

鈴木職員課長（事務局）

退職手当の計算については、給料月額×在職月数×支給割合となっています。

地域手当は計算に入っていないので、入れることでその分が引き上がってしまうという影響はあります。

会長

地域手当を入れることで、退職金の額に大きく影響するということでした。

その他の点で、今皆さんにご意見いただいた中で、せっかくですので、委員の方への質問でありますとか、この点もちょっとお伺いしたいというようなことなどありましたら、どうぞ仰っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員

先ほど、財政状況に応じて報酬をカットすればいいのではないかと委員からの意見に関して、議員はその対象にできるのでしょうか。

鈴木職員課長（事務局）

議会の方は議会、議員の中で判断しています。かつてはカットしている時代もありました。

委員

カットするかどうかは、何がきっかけで、誰が提案するのでしょうか。

岩谷総務課長（議会事務局）

議員の報酬のカットにつきましては、過去のカットの状況ですと、会派代表者会議というものがございまして、そこで各会派で合意されれば、条例を上程していくと、かつてのカットのときはしております。

委員

今、大阪がすべて（の職が）カットされています。

副知事だけが8%ですが、あとは知事と議長、副議長、議員、全て30%カットとなっています。

おそらく他の都道府県でもやられているので、和歌山県でも政治的判断次第でそれをやっていくことは可能なのではと思います。

会長

その他の点、何かご質問などありますでしょうか。ご意見でも構いません。

もしくは、こういった資料はないかというようなお問い合わせでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

委員

可能であれば、和歌山県全体の事業所の給与の増加率を見たいのですが、例えば1人当たりでもいいですけれども、平均した給与の増加率という資料があれば。

会長

事務局いかがでしょうか。すぐには難しいでしょうか。

鈴木職員課長（事務局）

人事委員会で調査している数字がないようであれば、内閣府の国民経済計算で、雇用者1人あたりの報酬額が出ているのですが、手元にはちょっと古い数字しかなく、今現在（の額）が出ているかどうか、統計しているところに確認しないとわからないので、すぐにはお答えできません。

委員

和歌山県庁としては、そういう数字は持っていच्छらない。

鈴木職員課長（事務局）

古い数字を今持っているのですが、増加率というのは、今手持ちで持っているものがありません。

委員

ベースアップで5%と言われています。

実際そこまで上がっているかどうかはわかりませんが、少なくとも2%ぐらいは絶対上がっていると思います。

鈴木職員課長（事務局）

毎月勤労統計調査などで、平均給与がどう上がっているかという数字はあると思いますが、今現在これだけ上がっているというのは、今すぐはお答えできません。

会長

次回の会議でも。

鈴木職員課長（事務局）

統計の数字がどうしても前の年度になってくるとは思います。

会長

先ほど質問しました消費者物価指数に関しては、今お手元に（資料が）配付されたかと思います。

2020年を比較対象として、平成18年が全国で95.5、和歌山市でも94.1。それが令和7年で全国111.9と和歌山市109.9になっているという資料をいただきました。

他に何か、ここで議論しておきたいとか、ご意見などはございませんでしょうか。

委員は先ほど「迷われている」と仰ってましたけれども、何かご判断の中で、誰かにご意見を伺った

り、何かもうちょっと詳しく聞いたりとかはございませんか。

委員

私はもう、県民感情で考えました。

資料を見せていただいて、和歌山県はちょっと低い順位ではあるとは思いますが、今の社会状況とか生活状況を考えると、現状維持でいいのではないかという気持ちの方が大きいです。

会長

本日はできれば大きな方向性だけでも決めたいと思っております。

ある程度の資料と、質疑応答も十分に行い、今日はその結論を出したいと思っております。

質疑が特にないようでしたら、全員一致が難しそうでしたら1人1人ご意見を伺って採決を取るしかないかと思いますが、いかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、また改めてお1人ずつご意見をお伺いした方がよろしいですか。

鈴木職員課長（事務局）

議論がまとまらない場合は、賛成が過半数でありましたらということなので。

引上げ、又は引下げというところで、ご審議いただけたらと思います。

会長

それでは、今回ご意見を伺っている中で、特に特別職によって差を設けるべきというご意見はなかったかと思うので、全ての特別職についてどのように扱うかという形でご意見を伺います。

いずれの特別職についても引き上げるべきであるというご意見の方は挙手をお願いします。

（各委員の挙手を確認）

会長

6名です。

それでは、現状維持、引下げなしの現状維持という方は。

（各委員の挙手を確認）

会長

1人です。

引き下げるべきというご意見の方。

（各委員の挙手を確認）

委員

難しいですね。

会長

引下げが原則で、一番初めは少なくとも維持、という話でした。

委員

ですので、維持で。

会長

わかりました。

引上げが6名、維持が2名でよろしいでしょうか。

それでは、過半数が引上げというご意見でしたので、本日の結論としましては「引き上げるべき」という方向性で決めさせていただきたいと思います。

次回は、引き上げるとして、それをいくら上げるかという結論について、ご審議いただきたいと思います。

資料については、今日ご説明いただけますか。

鈴木職員課長（事務局）

事務局の改定案というものを作っておりますので、資料のご説明だけさせていただいて、次回、資料と追加資料をもとに、またご議論いただけたらと思っております。

それでは、配付している2つの資料、「報酬等の改定案」と「改定案の比較」というものを説明させていただきます。

先ほど引上げの方向性をお示しいただきましたので、事務局より3案提示させていただきます。

まず、「報酬等の改定案」の資料をご覧ください。

案1としては、先にご説明しました一般職員の給与の累積改定率7.08%を現行の特別職の給料額及び報酬額に乗じたものです。

中段に記載の給料（報酬）月額について説明いたします。なお、給料（報酬）月額の本則については、本県はこれまで1万円単位で増減させておりますので、従来どおりの1万円単位で示しております。

知事については、現行の給料額本則121万円に改定率7.08%を乗じると改定額130万円となり、9万円の増額となります。地域手当込みの改定額は136万5,000円となり、全国順位は現行35位から15位になります。なお、近畿6府県では、現行の給料が奈良県より上位の5位のところ、滋賀県を抜いて4位となります。

副知事については、現行の給料額本則95万円から改定額102万円となり、7万円の増額となります。地域手当込みの改定額は107万1,000円となり、全国順位は32位から15位に上がります。近畿6府県では、現行の給料が奈良県より上位の5位のところ、滋賀県と大阪府を抜いて3位となります。

議長については、現行の報酬額95万円から改定額102万円となり、7万円の増額となります。全国順位は38位から19位となります。近畿6府県では、現行の報酬額が1番下位の6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

副議長については、現行の報酬額81万円から改定額87万円となり、6万円の増額となります。全国順位は46位から28位となります。近畿6府県では、現行の報酬額が6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

議員については、現行の報酬額77万円から改定額82万円となり、5万円の増額となります。全国順位は45位から25位となります。近畿6府県では、現行の報酬額が6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

下段に、年収への影響を記載しております。

知事については、改定により現行から160万9,650円の増額となり、全国順位は35位から15位となります。近畿6府県では、現行は5位のところ、滋賀県を抜いて4位となります。

副知事については、改定により現行から125万1,950円の増額となり、全国順位は33位から15位と

なります。近畿 6 府県では、現行は 5 位のところ、滋賀県と大阪府を抜いて 3 位となります。

議長については、改定により現行から 119 万 5,250 円の増額となり、全国順位は 35 位から 20 位となります。近畿 6 府県では、現行は 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

副議長については、改定により現行から 102 万 4,500 円の増額となり、全国順位は 45 位から 25 位となります。近畿 6 府県では、現行は 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

議員については、改定により現行から 85 万 3,750 円の増額となり、全国順位は 43 位から 24 位となります。近畿 6 府県では、現行は 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

以上が案 1 です。

続いて、2 ページをご覧ください。先にご説明しました幹部職員である部長級の給料の累積改定率 4.74%を現行の特別職の給料額及び報酬額に乗じたものです。

まず、中段に記載の給料・報酬月額について説明いたします。

知事については、現行の給料額本則 121 万円から改定額 127 万円となり、6 万円の増額となります。地域手当込みの改定額は 133 万 3,500 円となり、全国順位は 35 位から 19 位となります。近畿 6 府県では、現行が 5 位のところ、滋賀県を抜いて 4 位となります。

副知事については、現行の給料額本則 95 万円から改定額 100 万円となり、5 万円の増額となります。地域手当込みの改定額は 105 万円となり、全国順位は 32 位から 20 位となります。近畿 6 府県では、現行が 5 位のところ、滋賀県を抜いて、大阪府と同額の 3 位となります。

議長については、現行の報酬額 95 万円から改定額 100 万円となり、5 万円の増額となります。全国順位は 38 位から 21 位となります。近畿 6 府県では、現行 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

副議長については、現行の報酬額 81 万円から改定額 85 万円となり、4 万円の増額となります。全国順位は 46 位から 40 位となります。近畿 6 府県では、現行 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

議員については、現行の報酬額 77 万円から改定額 81 万円となり、4 万円の増額となります。全国順位は 45 位から 29 位となります。近畿 6 府県では、現行 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

これが案 2 です。下段に記載の年収への影響を記載しております。

知事については、改定により現行から 107 万 3,100 円の増額となり、全国順位は 35 位から 18 位となります。近畿 6 府県では、現行 5 位のところ、滋賀県を抜いて 4 位となります。

副知事については、改現行から 89 万 4,250 円の増額となり、全国順位は 33 位から 19 位となります。近畿 6 府県では、現行 5 位のところ、滋賀県と大阪府を抜いて 3 位となります。

議長については、現行から 85 万 3,750 円の増額となり、全国順位は 35 位から 21 位となります。近畿 6 府県では、現行 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

副議長については、現行から 68 万 3,000 円の増額となり、全国順位は 45 位から 37 位となります。近畿 6 府県では、現行 6 位のところ、奈良県を抜いて 5 位となります。

議員については、現行から 68 万 3,000 円の増額となり、全国順位については 43 位から 28 位となります。近畿 6 府県では、現行は一番下位の 6 位のところ、奈良県を抜かして 5 位となります。

以上が案 2 です。

続いて、案 3、3 ページをご覧ください。案 2 の幹部職員である部長級の給料の累積改定率 4.74%をベースにしつつ、全国状況や人口類似団体の状況等を踏まえて補正を行ったものが案 3 です。

先に、次の4ページの「改定案3検討資料」をご覧ください。

改定案1と改定案2による改定を行った場合、特に知事、副知事の全国順位が高くなってしまいう一方、副議長や議員の全国順位が知事、副知事に比べて低位に位置している状況になりますので、一定の補正が必要であると考え、審議会資料で分析しました人口と給料との相関関係にあることを踏まえながら、人口100万人未満の類似団体の状況等を用い、①と②の補正を行いました。

上段の①の補正については、改定案2の額が類似団体の最高額から最低額の範囲内に収まるように補正するものです。

知事については、案2の改定額を用いると133万3,500円となります。右の枠囲いの類似団体平均の最高額131万円を超過しているため、補正を行い、給料の本則を1万円単位で減額し124万円とし、地域手当込みの額が範囲内に収まるようにしています。

副知事についても、同様に案2の改定額を用いると105万円となりますが、類似団体平均の最高額102万円を超過しているため、超過しないように補正を行い、給料の本則を97万円とすると、地域手当込みの額が101万8,500円となり範囲内に収まるようにしています。

議長についても、案2の改定額を用いると100万円となりますが、類似団体平均の最高額99万9千円を超過しているため、補正を行い、報酬額を99万円にします。

なお、副議長、議員については、類似団体の最高額を超えないので、補正は行いません。

これが①の調整です。

次に、下段の②の補正については、知事と他特別職の較差率を人口規模の類似団体と比較し補正を行うものです。ここで記載する較差率とは、知事の給料に対して、それぞれの特別職がどのくらいの割合の給料や報酬をもらっているのかを示すものです。それぞれの県で担う特別職の職務や責任については、基本的には大きな差がないと捉え、人口類似団体の較差率を用いて、仮に超過額や不足額を算出します。

副知事については、本県の較差率は78.23%のところ、類似団体平均は77.56%なので、本県の較差率は類似団体より高く、給料は類似団体より高くなっている状況で、超過額としては約8,700円高いとなります。なお、類似団体平均の額は、①の補正後の金額です。

議長については、本県の較差率は76.04%のところ、類似団体平均は74.83%なので、本県の較差率は類似団体より高く、報酬は約15,700円超過している状況となります。

副議長については、本県の較差率は65.28%のところ、類似団体平均は66.68%なので、本県の較差率は類似団体より低く、報酬は低くなっている状況で、不足額としては約18,200円となります。

議員については、本県の較差率は62.21%のところ、類似団体平均は62.55%なので、本県の較差率は類似団体より低く、報酬は約4,400円不足しているということになります。

このように、それぞれの超過額と不足額を算出しますが、人口類似団体の平均は参考数値であることや、本県が1万円単位で本則の給料額・報酬額を決定していることを勘案し、差が1万円以内となるように補正を行うこととしますと、1万円の差があるのは議長と副議長ですので、議長は99万円から98万円に、副議長は85万円から86万円に補正しています。

結果としては、知事は130万2,000円、副知事が101万8,500円、議長が98万円、副議長が86万円、議員が81万円と提示させていただいているのが案3です。

案1と案2は改定率を用いていたのでどの職も同じ増減率になりますが、案3ではそれぞれに補正をおこないますので、知事、副知事、議長は案2より低い率に、副議長は案2より高い率に、議員は案2と同率になっています。

恐れ入りますが、3ページの案3にお戻りください。

まず、上段の給料・報酬月額について。

知事については、案2の改定額127万円から補正し124万円となります。現行の本則給料額から3万円の増額となり、地域手当込みの改定額は130万2,000円で、全国順位は35位から26位となります。近畿6府県では、現行5位のところ、改定後もそのままの5位となります。

副知事については、現行の給料額から2万円の増額となり、地域手当込みの改定額は101万8,500円で、全国順位は32位から27位となります。近畿6府県では、現行位のところ、改定後もそのままの5位となります。

議長については、現行の報酬額から3万円の増額となります。全国順位は38位から27位となります。近畿6府県では、現行6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

副議長については、現行の報酬額から5万円の増額となります。全国順位は46位から33位となります。近畿6府県では、現行6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

議員については、現行の報酬額から4万円の増額となります。全国順位は45位から29位となります。近畿6府県では、現行6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

続きまして、下段の年収への影響をご説明いたします。

知事については、改定により現行から53万6,550円の増額となり、全国順位は35位から29位となります。近畿6府県では、現行5位のところ、改定後も5位となります。

副知事については、現行から35万7,700円の増額となり、全国順位は33位から27位となります。近畿6府県では、現行5位のところ、改定後も5位となります。

議長については、現行から51万2,250円の増額となり、全国順位は35位から26位となります。近畿6府県では、現行6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

副議長については、現行から85万3,750円の増額となり、全国順位は45位から30位となります。近畿6府県では、現行6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

議員については、改定により現行から68万3,000円の増額となり、全国順位は43位から28位となります。近畿6府県では、現行6位のところ、奈良県を抜いて5位となります。

以上が案3です。

続いて、「改定案の比較」をご覧ください。

この資料は、先ほど説明しました案1から案3までの改定額、増額、全国順位の比較表となっています。

1ページ目は、月額比較です。知事、副知事については上段が本則の金額、下段が地域手当を含む月額合計となっています。

2ページ目は、年収額の比較となっています。

3ページ目は、知事、副知事が1期（4年）務めた場合に退職手当が支給されますので、退職手当の影響額を記載しています。

以上、事務局からの改定案の方の説明を終わります。

会長

ありがとうございました。

1点だけ質問よろしいですか。先ほどから「近畿圏内で奈良を抜いて」というのが多くありましたが、先ほどの資料によりますと、奈良は今年度、一応改定を予定しているということですか。

鈴木職員課長（事務局）

審議会を開催する予定です。

会長

「比較して抜いた」というのは、今現状のもの（と比較して）であるということですね。

それでは、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。

次回は、本日説明のありました資料などを用いて、金額などについて決定していきたいと思います。

次回は7月23日木曜日10時から、本日と同じ会場でよろしくお願いします。

すみません、ここは事務局が説明するところでした。事務局にお返しします。

鈴木職員課長（事務局）

ありがとうございます。

本日は皆様方のご協力によりまして、改定の必要性、方向性については取りまとめていただき、ありがとうございました。

次回の審議のときに必要な資料等がございましたら、事務局へ仰っていただければ、作成いたします。

次回、7月23日10時から、同じ会場で行いますので、お忙しいところお手数をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議についてはこれで終了となります。

長時間にわたり、ありがとうございました。